

ハラスメント防止宣言

ハラスメント行為は、個人の尊厳を不当に傷つけ、能力の有効な発揮を妨げる社会的に許されない行為であり、職場秩序や業務遂行を阻害することから、法人として以下の取り組みを徹底します。

1. 当法人は、あらゆるハラスメント行為を断じて許しません。また、それを見過ごすことも許しません。ハラスメントの防止に積極的に取り組みます。
2. 当法人は、法人内でハラスメント行為が発生した場合、これを厳正かつ迅速に対処し、解決と再発防止に努め、必要な措置を講じます。
3. 当法人は、全職員に対して教育・研修の機会を計画的に設け、ハラスメントに関する理解や対応能力を定着させ、そのような行為を発生させない、許さない組織風土づくりを行います。

この宣言は、当法人にかかわるすべての人が対象です。

2025 年 7 月 1 日

医療法人 至誠会 理事長 山口 龍太郎